小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第１１号
新潟県上越市春日野２丁目３番43号
再生債務者　橋本　正幸
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年４月21日　新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（再イ）第４７号
岐阜県郡上市美並町高砂41番地
再生債務者　可児　　武
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年４月21日　岐阜地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第３号
札幌市白石区本通４丁目南７番８号
再生債務者　永原　省吾
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月12日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月26日から平成27年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再ロ）第２号
神奈川県厚木市下依知1317番地２
再生債務者　松井　悦次
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月12日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月26日から平成27年６月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２７年（再ロ）第１００１４号
東京都足立区東綾瀬２－４－17
再生債務者　関　勇一郎
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月29日から平成27年６月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１００２０号
東京都中野区本町１－１－５　トップ中野第４－407
再生債務者　永山　丈久
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月29日から平成27年６月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１号
松江市淞北台34番８－842号　淞北台団地
再生債務者　内田　清美
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月18日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月25日から平成27年６月１日まで
松江地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１号
福島県二本松市西新殿字太郎田212、住民票上の住所京都市伏見区深草馬谷町26番地５
再生債務者　髙山　明宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年５月12日まで
平成27年４月21日　福島地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１２号
埼玉県蕨市中央３丁目21番７号
再生債務者　山本　貴志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月20日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再ロ）第２号
大阪府豊中市立花町３丁目10番１－404号
再生債務者　樋口　和彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第３号
仙台市泉区上谷刈１丁目２番20－301号
再生債務者　斎藤　　司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月17日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第７号
愛知県瀬戸市北脇町152番地　北マンション401
再生債務者　加藤　昌人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。
平成 27 年３月 31 日
農林水産省共済組合代表者
農林水産大臣　林　　芳正

第13条第１号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第２条第２項」を「第２条第４項」に、「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第29条第１項の表中「$\frac{5.94}{1,000}$」を「$\frac{5.73}{1,000}$」に、「$\frac{42.58}{1,000}$」を「$\frac{42.49}{1,000}$」に、「$\frac{47.42}{1,000}$」を「$\frac{47.51}{1,000}$」に、「$\frac{11.88}{1,000}$」を「$\frac{11.46}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.94}{1,000}$」を「$\frac{5.73}{1,000}$」に、「$\frac{47.42}{1,000}$」を「$\frac{47.51}{1,000}$」に改める。

附　則（平成27年３月31日）
1　この変更は、平成27年４月１日から施行する。
2　変更後の第29条第１項及び第２項の規定は、平成27年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

林野庁共済組合定款の一部変更について

林野庁共済組合定款（平成13年７月３日付13林共第36号）の一部を次のように変更する。
平成 27 年４月１日
林野庁共済組合代表者
林野庁長官　今井　　敏

第13条第１号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第20条第１項の表中「$\frac{49.60}{1,000}$」を「$\frac{43.50}{1,000}$」に、「$\frac{6.37}{1,000}$」を「$\frac{6.62}{1,000}$」に、「$\frac{99.20}{1,000}$」を「$\frac{87.00}{1,000}$」に、「$\frac{12.74}{1,000}$」を「$\frac{13.24}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{49.60}{1,000}$」を「$\frac{43.50}{1,000}$」に、「$\frac{6.37}{1,000}$」を「$\frac{6.62}{1,000}$」に改める。

別表中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

附　則
1　この変更は、平成27年４月１日から施行する。
2　変更後の第20条第１項及び第２項の規定は、平成27年４月以降の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。